令和７年４月14日 第48回基本計画策定・推進専門委員等会議	資料４－２

法務省説明資料

犯罪被害者等に対するインターネット上の誹謗中傷への対策

〔制度概要〕

○　全国の法務局・地方法務局においては、インターネット上の誹謗中傷等について相談に応じており、人権侵害の疑いがある事案については、相談者の意向に応じ、投稿の具体的な削除依頼方法を助言するほか、投稿の違法性の有無を判断した上で、プロバイダ等に対して投稿の削除を要請するなどの対応を行っている。

○　法テラスでは、情報提供業務として、問合せ内容に応じ、法制度や相談窓口に関する情報を案内しているほか、民事法律扶助業務として、経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行っている。

〔今後の取組・検討方針〕

○　引き続き、上記各取組を通じ、インターネット上の誹謗中傷への対策に取り組む。